

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

【背景】

オミクロン株については感染が急拡大しているため、多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要しています。このため、令和4年1月24日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」に基づき、本県においても下記対応を適用しています。

- 「発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方が、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット等で自ら検査していただいた上で受診する場合に、医師の判断で、受診時に再度の検査を行うことなく、本人が提示する検査結果を用いて確定診断を行うこと」
- 「同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により、検査を行わなくても臨床症状で診断すること」